

第2章 農業の現状と課題

第1節 農業の現状

1 農業産出額及び農業経営について

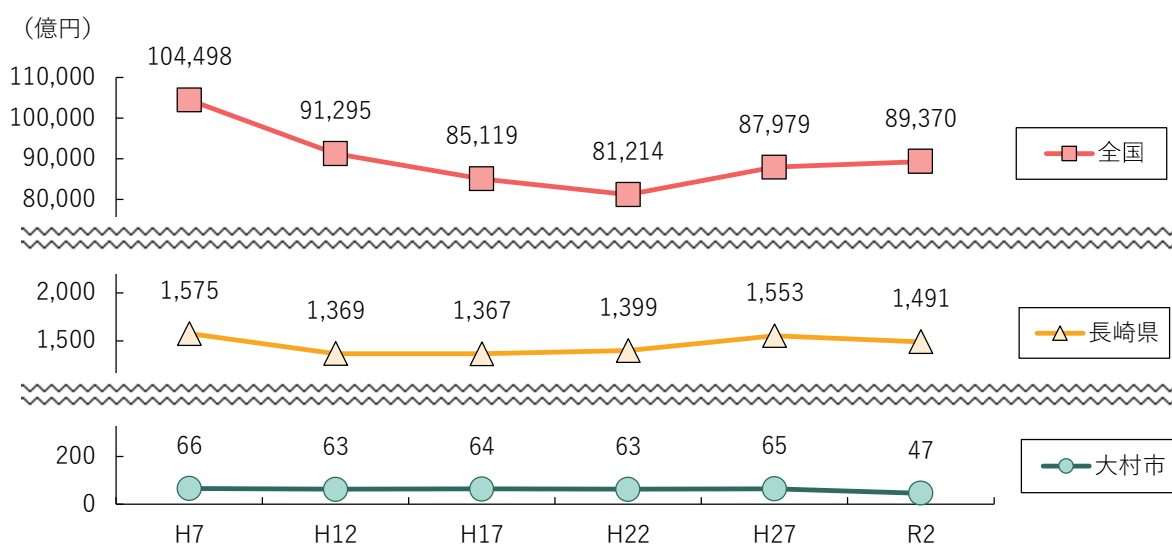
(1) 農業産出額

農業産出額について、長崎県においては、平成27年まで露地野菜や肉用牛等の伸びにより増加傾向で推移していましたが、令和2年には露地野菜の単価低迷等により、減少しています（図-1）。

本市においても、平成7年から60億円台で推移していましたが、令和2年の農業産出額は約47億円となっています。減少の要因としては、新幹線開業に伴う農地転用による生産基盤の減少や、新型コロナウイルス感染症による需要の減退に伴う卸売価格の低下、令和2年7月豪雨による被害等が考えられます。

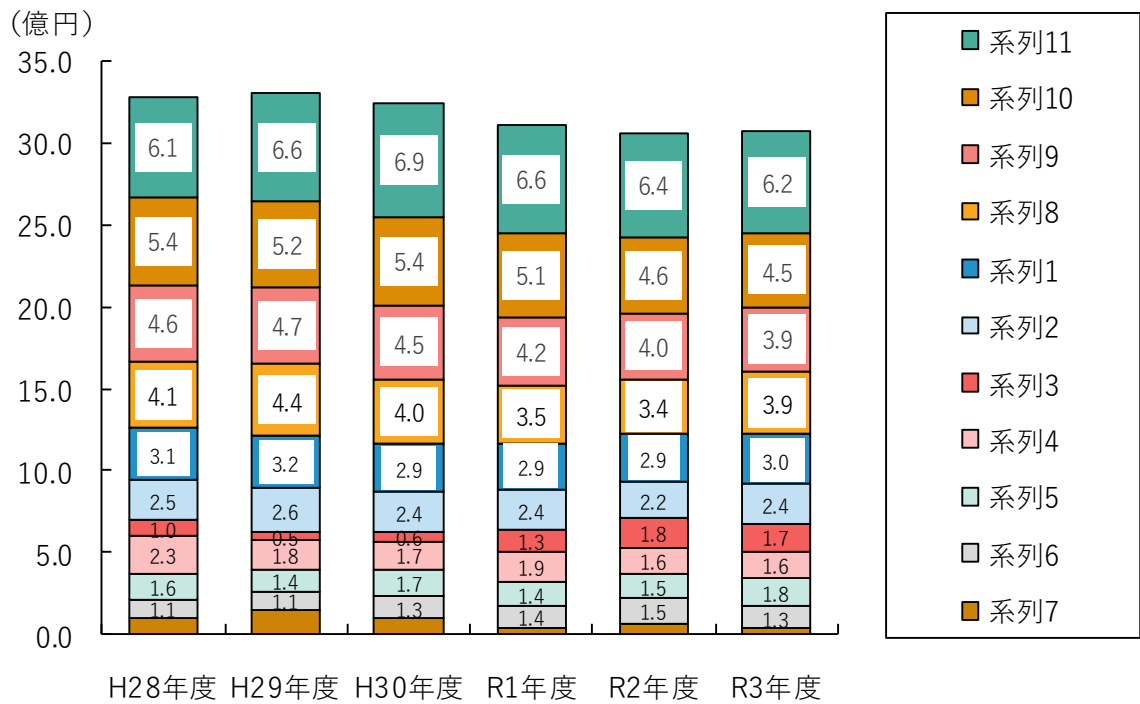
なお、本市の令和2年の農業産出額の上位は、いちご、米、肉用牛、みかん、豚などとなっており、農業産出額構成比は国、県と比べて野菜や果実の割合が高く、米を除く穀類、畜産の割合が低くなっています（図-2、図-3）。

（図-1） 農業産出額の推移



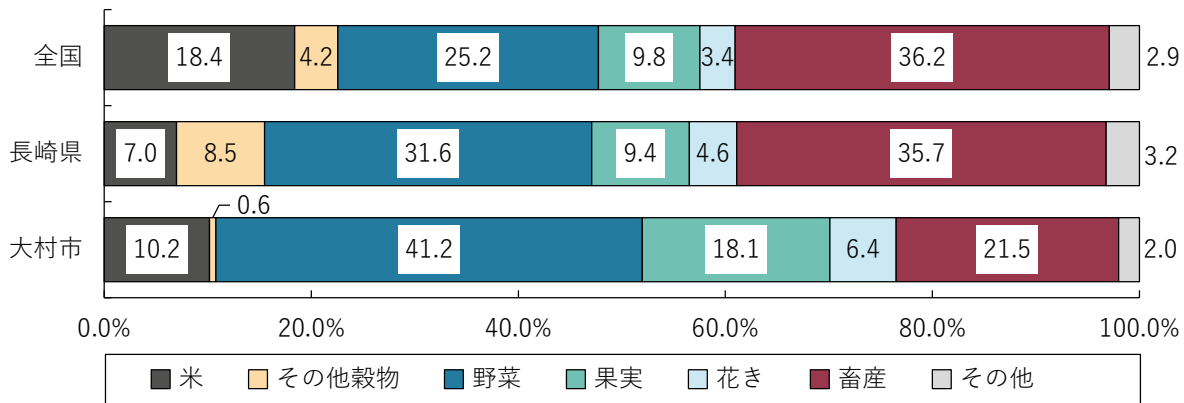
資料：大村市データ・生産農業所得統計

(図-2) 主要 11 品目の農業産出額の推移



資料：大村市データ（JA 各部会、各協議会調べ）

(図-3) 農業産出額構成比

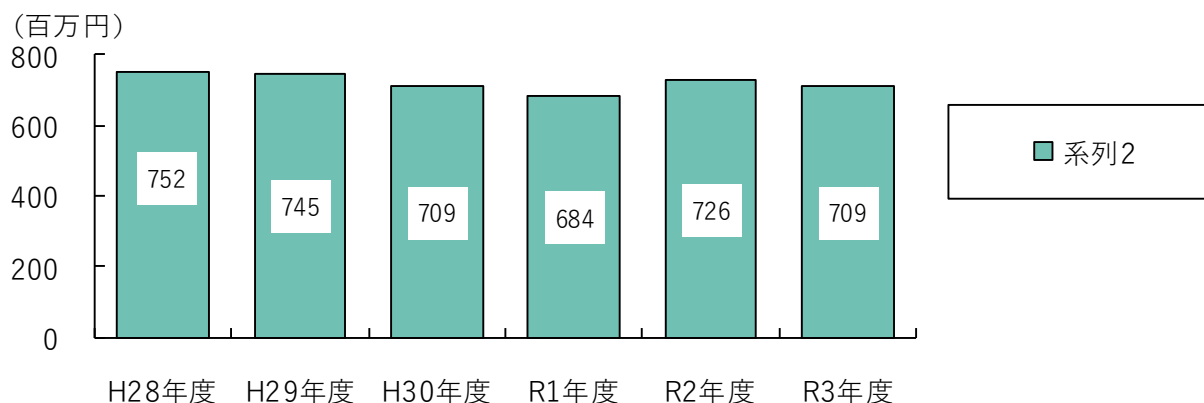


資料：大村市データ・生産農業所得統計（令和 2 年）

（２）農産物有人直売所の現状

有人直売所は令和３年度において、市内に６か所（おおむら夢ファームシュシュ「新鮮組」、鈴田峠農園「こだわり市場」、JA ながさき県央ファーマーズマーケット「産直かやぜ」、三浦かんさく市、三浦線海沿いマルシェ、産直松吉）あり、販売推計額は約７億円で、平成２８年度から７億円前後で推移しています（図-4）。

（図-4） 農産物有人直売所の販売推計額



資料：大村市データ

（３）農業経営について

平成３０年の全国主業農家^{※５}の平均農業所得が６６２万円であり、長崎県全体における認定農業者^{※６}の平均農業所得は５３０万円（全国平均の８０．１％）、本市における認定農業者の令和３年の平均農業所得は４４７万円となっています（表-1）。

（表-1） 農業所得の比較

区 分		農業所得階層別				
		400万円未満	400～599万円	600～999万円	1,000万円以上	計
全国 平成30年	主業農家の平均農業所得					662万円
長崎県 平成30年	認定農業者の平均所得					530万円
	認定農業者 【個別経営体】の経営体数	2,638 経営体	1,380 経営体	967 経営体	416 経営体	5,401 経営体
大村市 令和3年	認定農業者の平均所得					447万円
	認定農業者 【個別経営体】の経営体数	96 経営体	80 経営体	18 経営体	7 経営体	201 経営体

資料：国民生活基礎調査の概況、第３期ながさき農林業・農山村活性化計画・大村市データ

※５ 主業農家：農業所得が主（農家所得の５０％以上が農業所得）で、１年間に６０日以上自営農業に従事している６５歳未満の世帯員がいる農家。

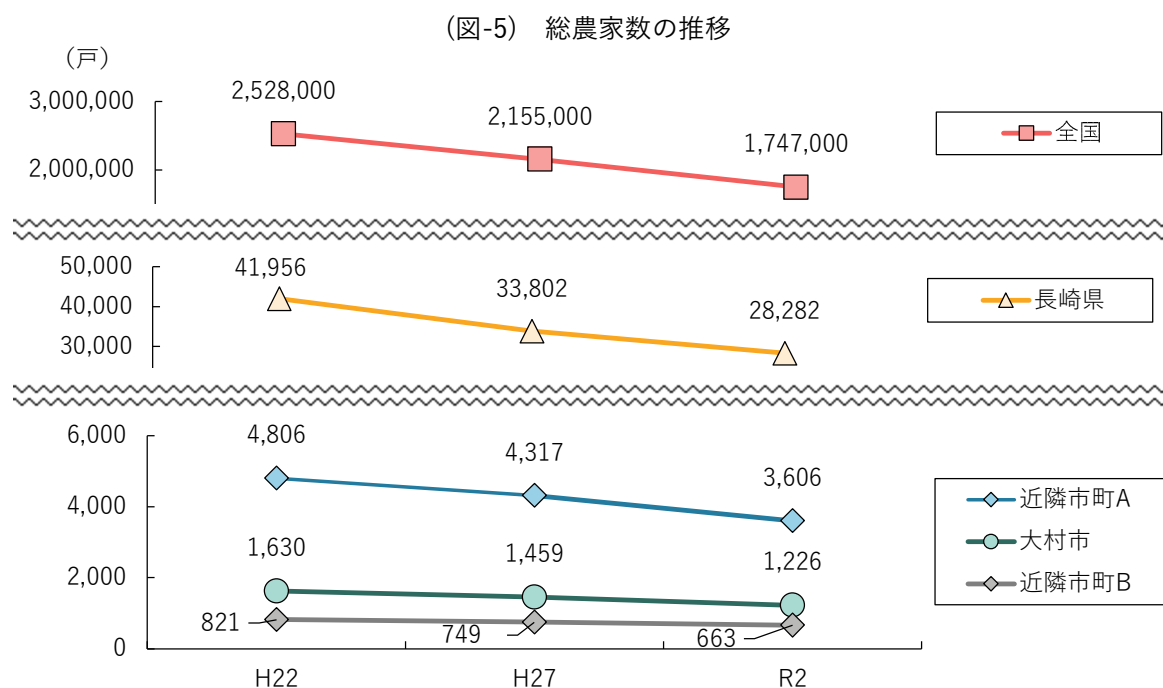
※６ 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業経営体。

2 農業者について

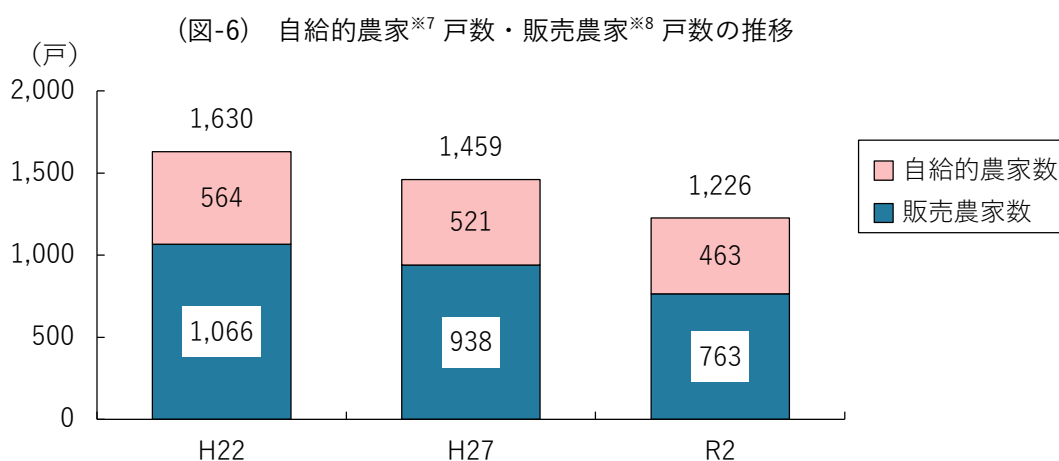
(1) 総農家数

総農家数については、平成 22 年と令和 2 年を比較すると、全国では 252 万 8 千戸から 174 万 7 千戸へ 30.9%減少し、長崎県全体は 41,956 戸から 28,282 戸へ 32.6%減少と、近隣市町を含め、全国的に農家数が減少しています（図-5）。

本市においても、総農家数は 1,630 戸から 1,226 戸へ 24.8%減少しており、販売農家数も同様に 1,066 戸から 763 戸へ 28.4%減少しています（図-6）。



資料：農林業センサス



資料：農林業センサス

※7 自給的農家：経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家。

※8 販売農家：経営耕地面積 30a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。

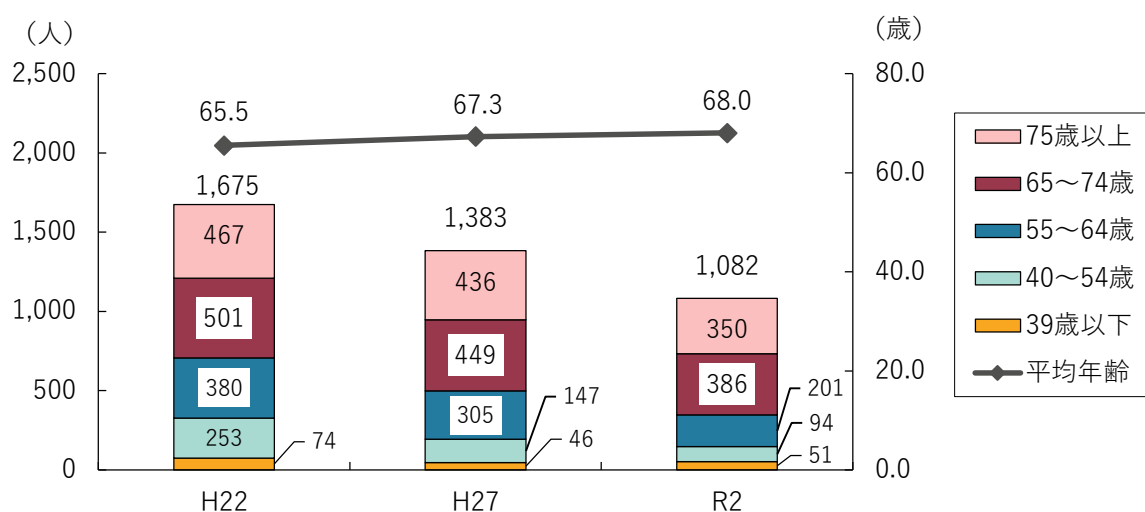
(2) 基幹的農業従事者

本市の基幹的農業従事者※⁹は高齢化が進んでおり、平均年齢で見ると、平成22年の65.5歳から、令和2年の68.0歳となっています（図-7）。

年齢別にみると、40～54歳の農業就業者の減少が著しく、平成22年の253人から、令和2年の94人へ159人減り、減少率は62.8%となっています。

また、全体に占める75歳以上の割合は、平成22年において27.9%であるのに対し、令和2年においては32.3%となっています。

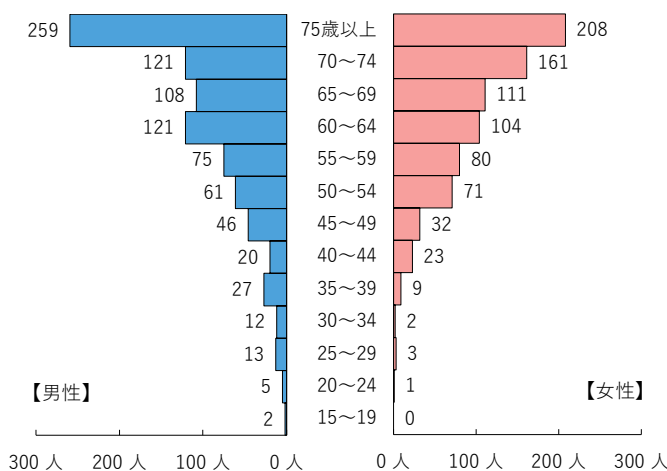
(図-7) 年齢別基幹的農業従事者数及び平均年齢



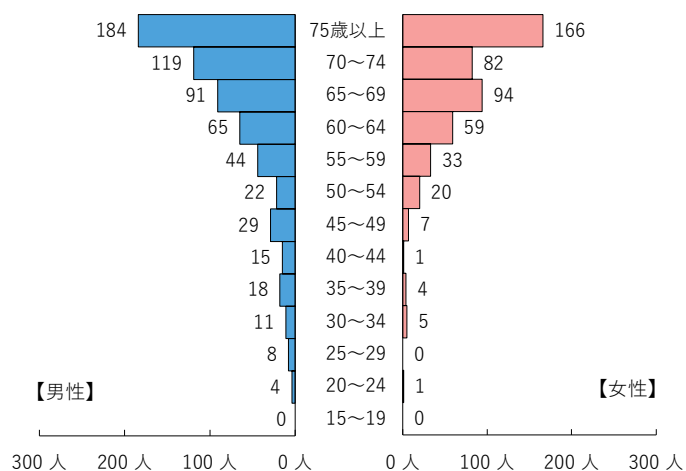
資料：農林業センサス

さらに、下記の基幹的農業従事者人口ピラミッドグラフにおいて、女性の農業就業人口が減少していることがわかります（図-8、図-9）。

(図-8) 基幹的農業従事者人口ピラミッドグラフ・H22



(図-9) 基幹的農業従事者人口ピラミッドグラフ・R2



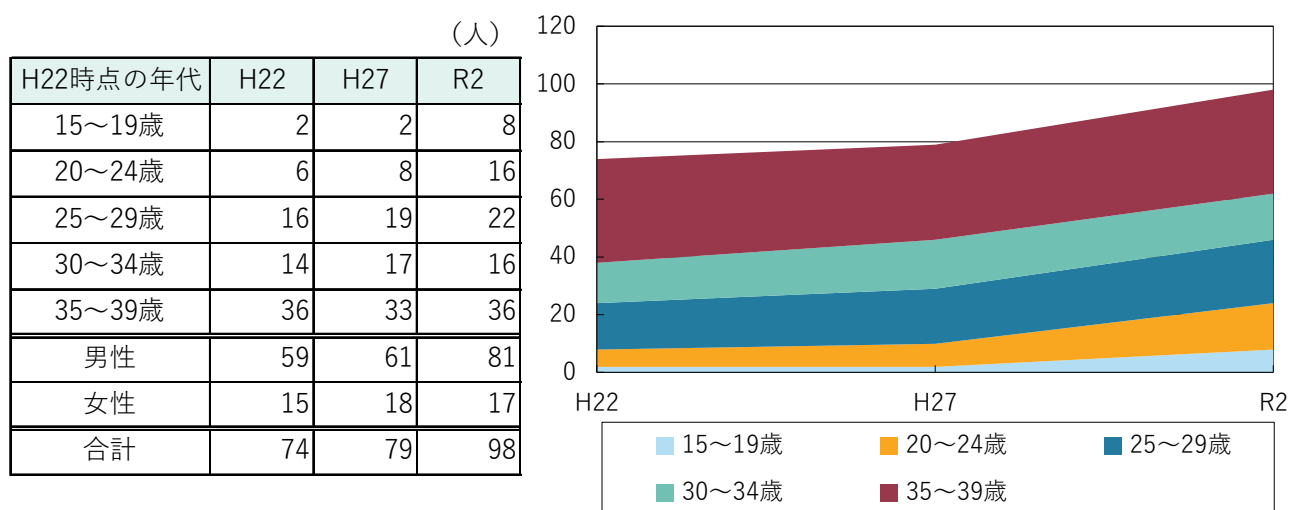
資料：農林業センサス

※⁹ 基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

下記の表とグラフは、平成 22 年を基準として年齢単位で基幹的農業従事者数の動きを追ったものです。平成 22 年から令和 2 年にかけて、15～29 歳の人数は、やや増加傾向となっています（表-2、図-10）。

また、15～39 歳までの基幹的農業従事者数を性別にみると、平成 22 年から令和 2 年にかけて、男性の増加率は 37.3%であるのに対し、女性の増加率は 13.3%にとどまっています。

（表-2・図-10） 平成 22 年の年代単位でみた基幹的農業従事者数の動き

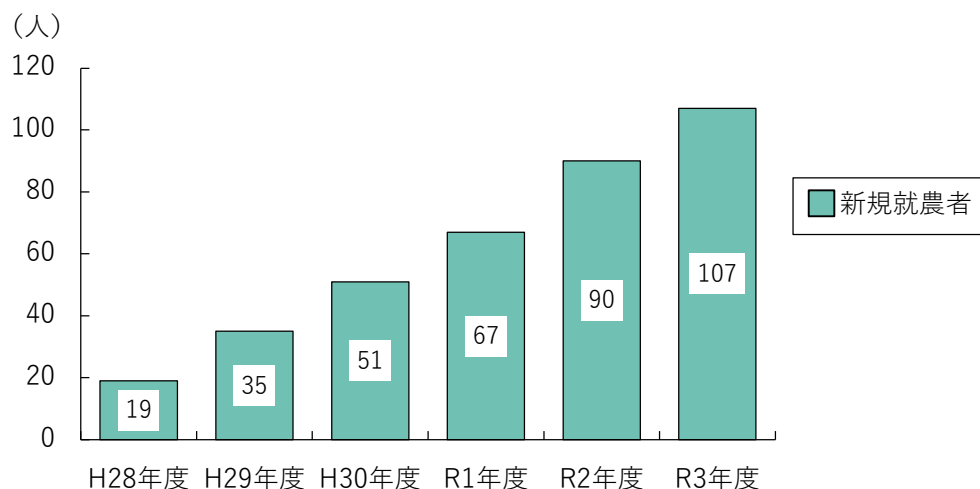


資料：農林業センサス

（３）新規就農者

新規就農者の延べ人数は、平成 28 年度から令和 3 年度までの 5 年間で 88 人の増となっています（図-11）。

（図-11） 新規就農者数の延べ人数



資料：大村市データ

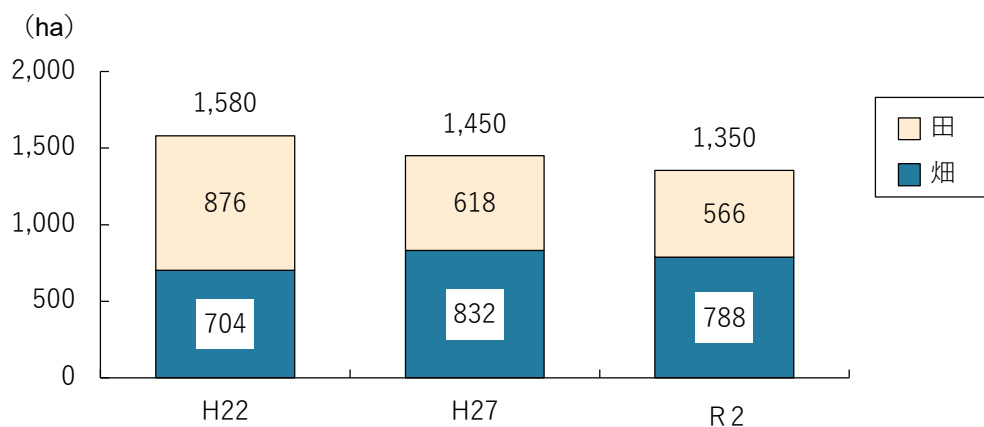
3 農地について

(1) 耕地面積

本市における耕地面積※10 は年々減少しており、令和2年で1,350haとなっています。また、平成22年からの10年間でみると、畑の面積が13.1%増加する一方、田の耕地面積は35.3%（309ha）減少しています（図-12）。

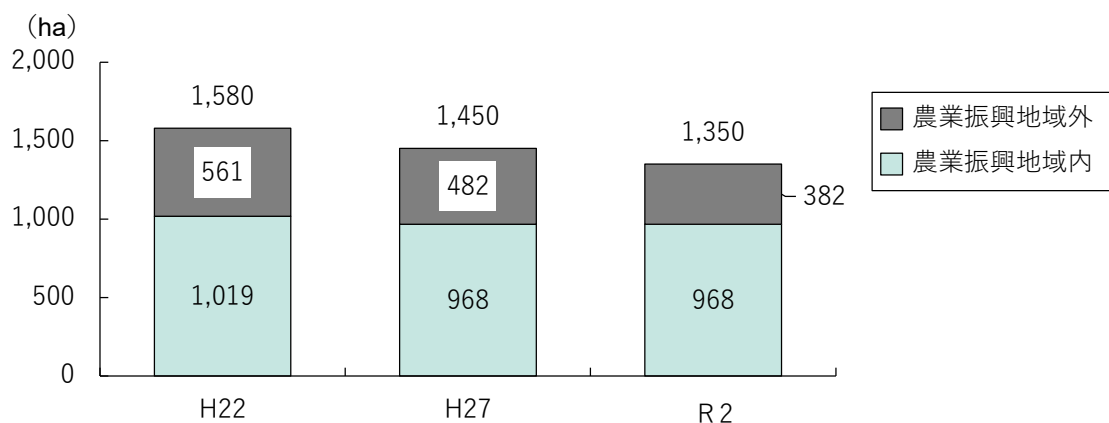
本市の主要な農産物であるトマト、きゅうり及び人参の栽培が盛んな農業振興地域外の耕地面積は、平成22年の561haから令和2年では382haとなっており、宅地化等の影響により、耕地面積が減少しています（図-13）。

（図-12） 耕地面積の推移の内訳



資料：作物統計調査

（図-13） 農業振興地域内外における耕地面積の推移



資料：大村市データ

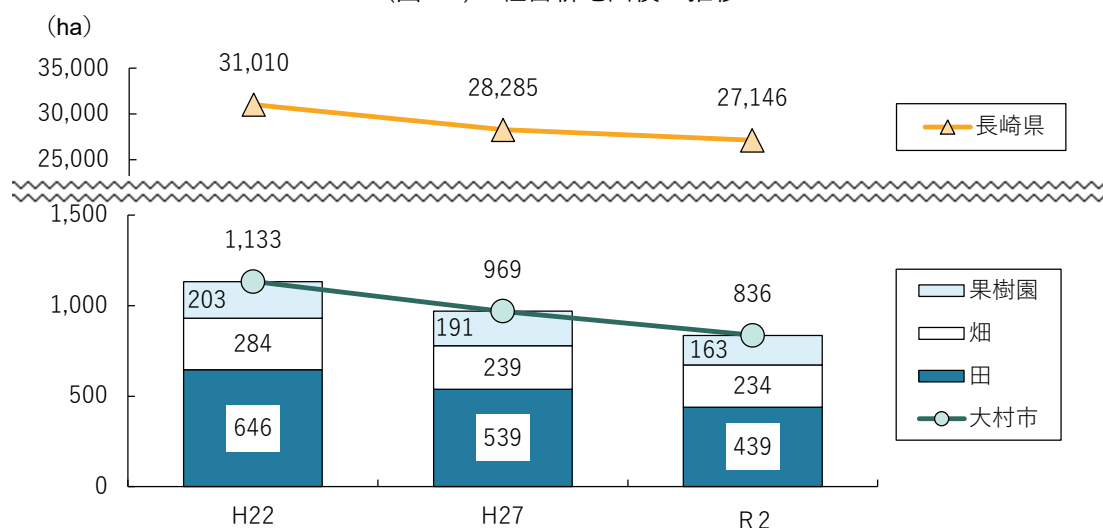
※10 耕地面積：農作物の栽培を目的とする土地の面積で、けい畔（田畑の端にあって、通行、施肥、保水等、田畑本来の用途である耕作以外の用途に供せられる細長い土地部分）を含む。

(2) 経営耕地面積

本市の経営耕地面積※11は、平成22年(1,133ha)から令和2年(836ha)までの10年間で297ha減少しています。減少率は26.2%と長崎県全体の12.5%を13.7ポイント上回っています(図-14)。

なお、減少率の内訳は、田が69.7%、畑が16.8%、果樹園が13.5%となっています。

(図-14) 経営耕地面積の推移



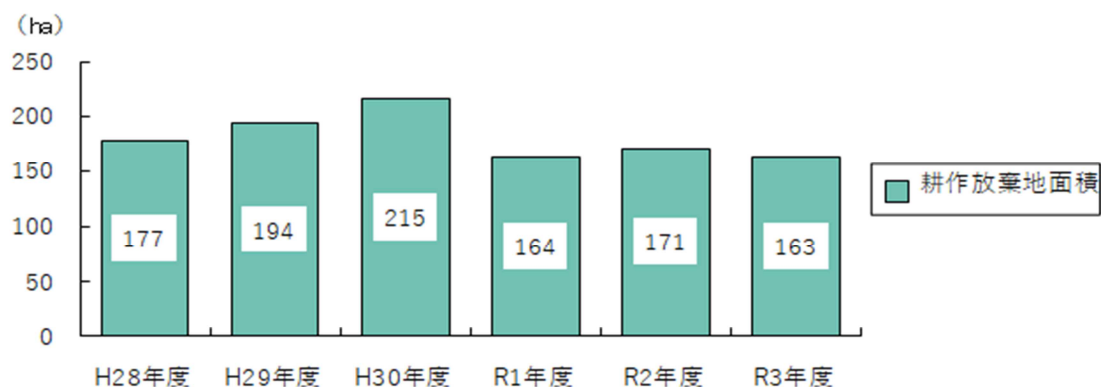
資料：農林業センサス

(3) 耕作放棄地

本市の耕作放棄地は、年度によって変動がありますが、令和3年度では163haとなっています。特に、傾斜地等、耕作条件の悪い中山間地域に多く発生している状況です(図-15)。

耕作放棄地は、病害虫等の発生源やイノシシ等の有害鳥獣の生息範囲の拡大要因になる等、農村の景観や環境の保全にも悪影響を及ぼしています。

(図-15) 耕作放棄地面積の推移



資料：大村市農業委員会データ

※11 経営耕地面積：農業経営のために耕作して農作物をつくる土地の面積。30a以上等の農業経営の要件を満たす耕地面積。

(4) 農家1戸当たりの面積

農家（総農家戸数及び販売農家戸数）及び農地（耕地面積及び経営耕地面積）は平成22年からの10年間でいずれも減少しており、令和2年で販売農家戸数は763戸、経営耕地面積は836haとなっています（表-3、図-16）。

なお、農家1戸当たりの面積は、ほぼ横ばいで推移しています。

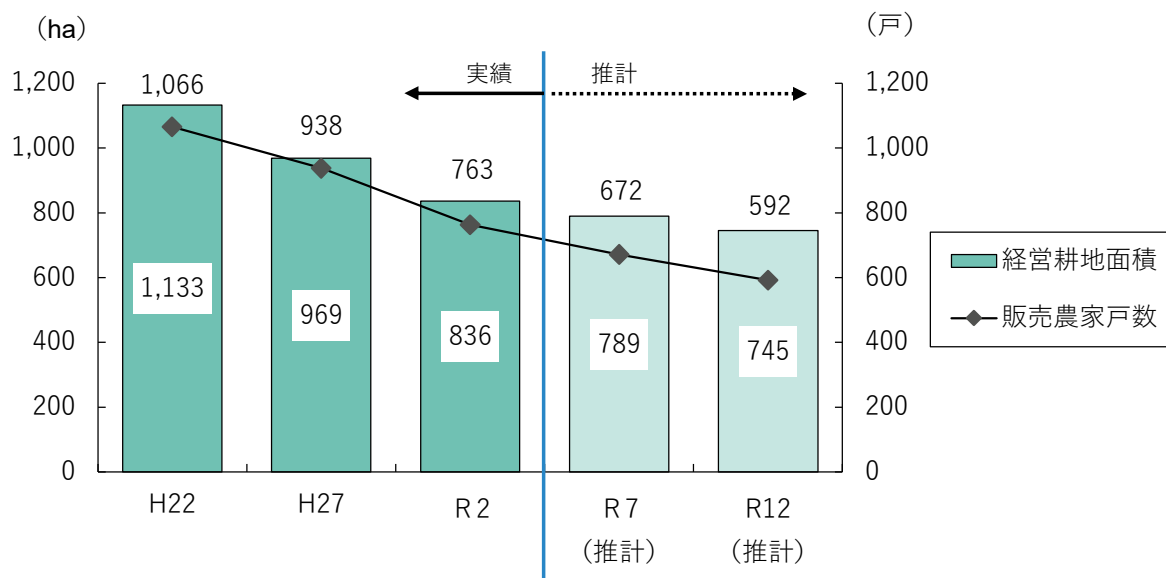
(表-3) 販売農家と経営耕地面積の推移

区分	H22	H27	R2	R7 (推計)	R12 (推計)
耕地面積 (ha)	1,580	1,450	1,354	1,278	1,206
総農家戸数 (戸)	1,630	1,459	1,226	1,079	951
1戸当たり面積 (ha)	0.97	0.99	1.10	1.18	1.27
経営耕地面積 (ha)	1,133	969	836	789	745
販売農家戸数 (戸)	1,066	938	763	672	592
1戸当たり面積 (ha)	1.06	1.03	1.10	1.17	1.26

資料：H22～R2・農林業センサス

R7～R12・大村市推計（参考：第3期ながさき農林業・農山村活性化計画県の予測）

(図-16) 販売農家と経営耕地面積の推移



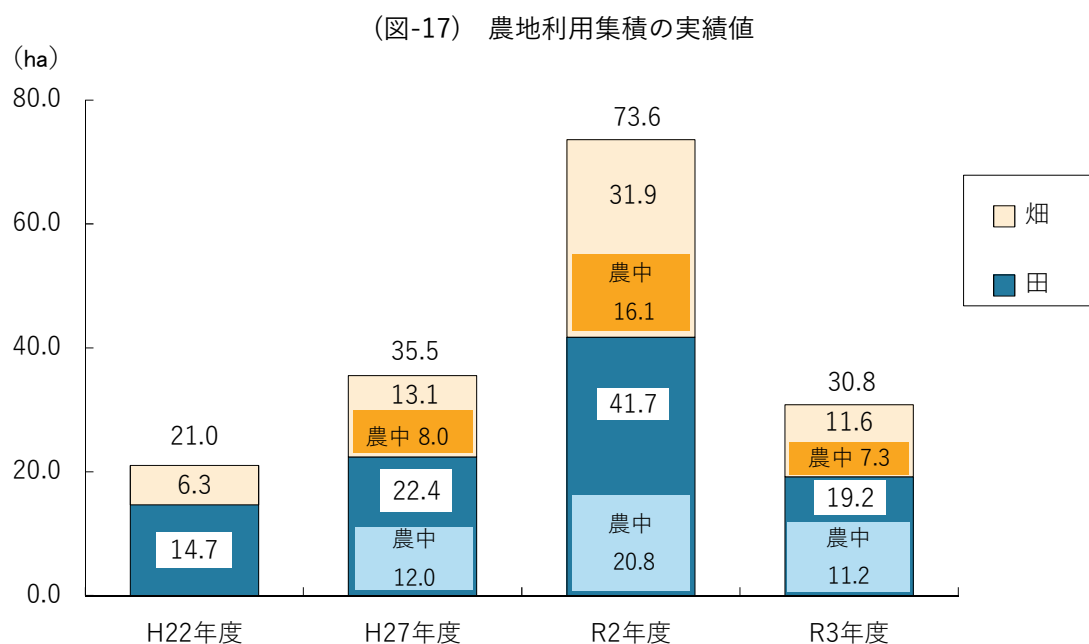
資料：H22～R2・農林業センサス

R7～R12・大村市推計（参考：第3期ながさき農林業・農山村活性化計画県の予測）

（５）農地の利用集積

農地利用集積面積※¹²は、令和２年度の実績が73.6haと、平成22年度の21.0haと比較すると、3倍以上の農地の利用集積が進んでいます。これは、平成26年度から開始した「農地中間管理事業※¹³」が大きく寄与しています（図-17）。

今後も、優良な農地を維持し、耕作放棄地の発生を防止するためにも、意欲ある農業者への農地利用集積が必要です。



資料：大村市農業委員会データ・大村市データ

※¹² 農地利用集積面積：ある特定の農業経営体が、農地を「所有」、「借入」又は「農作業受託」により利用している面積。

※¹³ 農地中間管理事業：公的機関である中間管理機構が仲介役となり、意欲ある農業者への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるための事業。

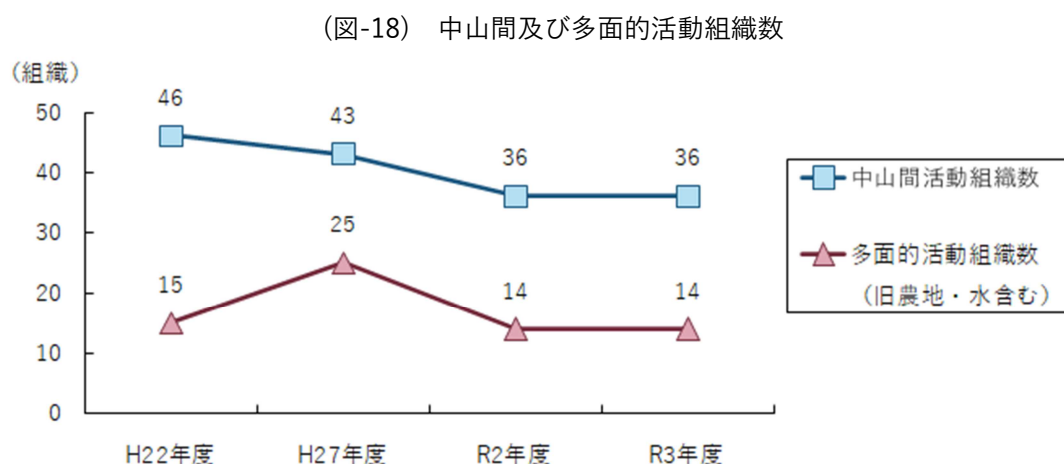
（６）農業生産基盤の保全

農業生産基盤※¹⁴は、集落や地域単位での活動、公共事業等により、維持・保全に努めてきましたが、近年は、高齢化や後継者不足の影響により、耕作放棄地が増加し、集落の維持・管理が行き届かず、水路や農道の老朽化も進んでいます。

こうした状況の中、中山間地域等直接支払制度※¹⁵や多面的機能支払交付金※¹⁶といった国の補助事業を活用して、それぞれの集落が活動組織を設立し、農業生産基盤の維持・改修を実施しています。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年から1期を5年として開始し、現在5期目に入っており、令和3年度における取組活動組織は36組織と、平成22年（46組織）から減少しています（図-18）。

多面的機能支払交付金は、平成26年度からそれまでの旧農地・水保全管理交付金を見直し・拡充して実施しており、令和3年度における活動組織数は14組織となっています。



資料：大村市データ

※¹⁴ 農業生産基盤：田畑・水路・農道などの農業生産の基礎となる土地や施設。

※¹⁵ 中山間地域等直接支払制度：農業生産条件の不利な中山間地域等において、特定の条件を満たした集落等を単位に、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。

※¹⁶ 多面的機能支払交付金：水路、農道、ため池等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金。

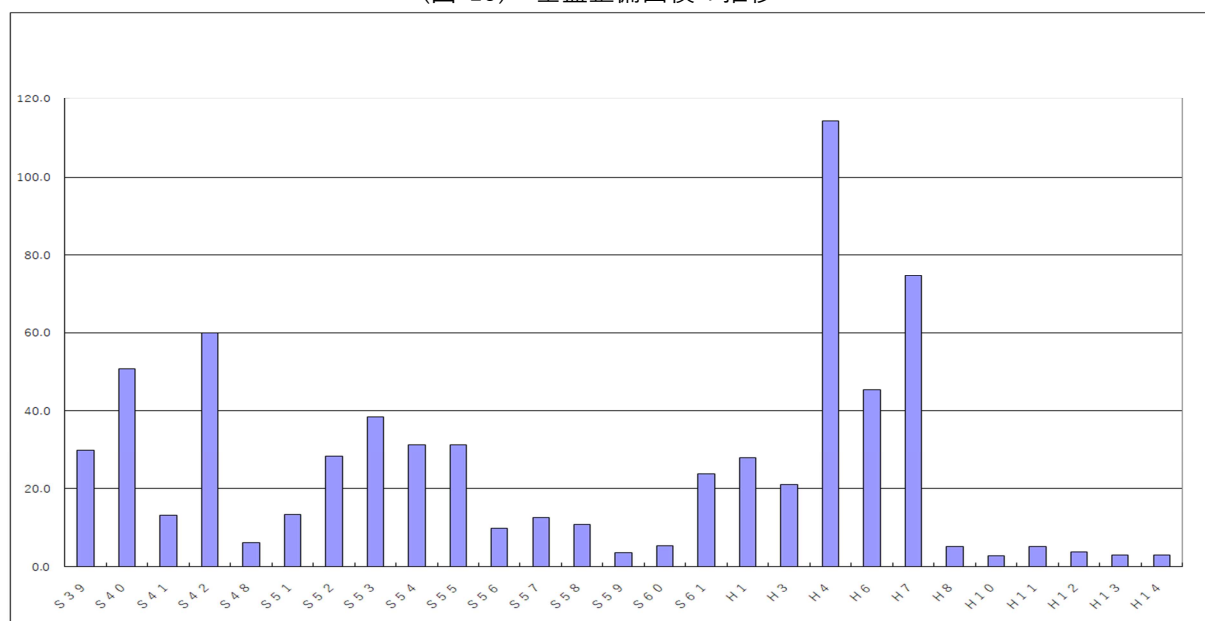
（７）農地の基盤整備事業

農地の基盤整備※¹⁷事業は、昭和38年から平成14年までにかけて実施し、累計で76か所、受益面積は約665haとなっています（図-19）。

内訳として、北部地域が39か所、受益面積305.4haと最も多く、次いで南部地域の29か所、受益面積223ha、中部地域の1か所、受益面積108.3ha、中南部地域の7か所、受益面積28.5haの順となっています。

水田を中心に基盤整備を行い、水田については概ね整備が完了しています。現在は、令和3年から、南部地域（鈴田・内倉地区）1か所、受益面積21.5haの基盤整備を実施しています。

（図-19） 基盤整備面積の推移



資料：大村市データ

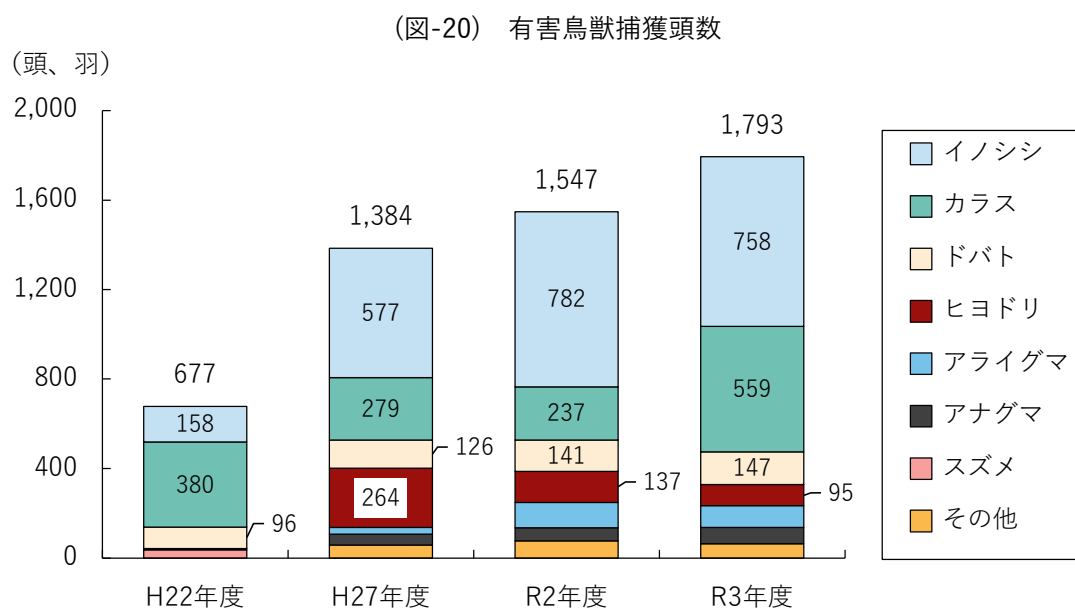
※17 基盤整備：既成の水田・畑等の農地において、作業環境や労働生産性を向上させるため、農業生産基盤を計画的に整備すること。

4 鳥獣被害について

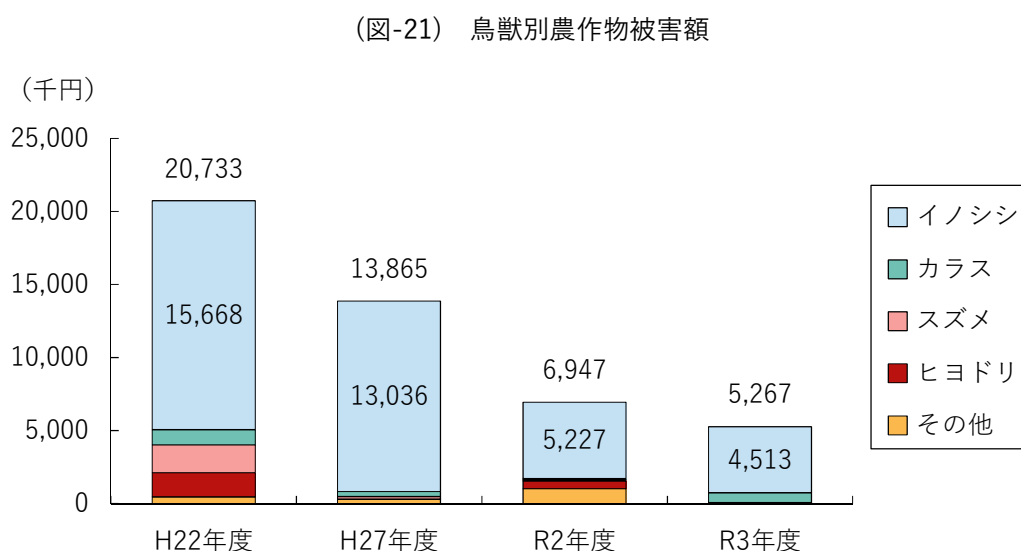
有害鳥獣の捕獲頭数は増加傾向にあり、平成 22 年度の 677 頭（羽）から、令和 3 年度は 1,793 頭（羽）となっています。特に、令和 3 年度はカラスが 559 羽と大きく増加しています（図-20）。

農作物被害額をみると、イノシシによる被害が大分部を占めていますが、捕獲頭数も増加していることもあり、全体の被害額は減少しています（図-21）。

なお、近年、市街地へのイノシシ等の有害鳥獣の出没や、カラス等の鳥類の被害が増加しています。



資料：大村市データ



資料：大村市データ

第2節 前期計画の評価

「大村市農業基本計画」（平成30年3月見直し後）における令和3年度の施策進捗状況については、以下のとおりです。

○前期計画の施策進捗状況

基本施策	指 標	基 準 (平成27年度)	実 績 (令和3年度)	目 標 (令和4年度)	達成率
生産量及び収益性の向上	認定農業者の平均農業所得	441 万円	447 万円	520 万円	86.0%
農産物のブランド化と販路拡大	新たにブランド化した農産物の品数 (平成30年度から令和4年度までの延べ品数)	—	4 品	3 品	133.3%
6次産業化の推進	新規参入件数 (平成30年度から令和4年度までの延べ件数)	—	7 件	3 件	233.3%
農業体験等による農産物のPR	農業イベントの参加者数	2万5千人	2,015 人	3 万人	6.7%
新規就農者の確保	新規就農者数 (平成30年度から令和4年度までの延べ人数)	—	72 人	35 人	205.7%
認定農業者の育成	認定農業者数	261 人	210 人	280 人	75.0%
集落営農の推進	集落営農組織数	3 組織	2 組織	4 組織	50.0%
農業生産基盤の保全及び強化	経営耕地面積	969 ha	780 ha	940 ha	83.0%
農地の利用集積	農地利用集積面積 (農地中間管理事業活用面積)(延べ面積)	20 ha	175.5 ha	160 ha	109.7%
有害鳥獣対策の推進	有害鳥獣による農業被害額	13,859 千円	5,267 千円	10,000 千円	189.9%※ 減少値の達成率

令和3年度の実績において、指標10項目のうち、5つの項目が達成されています。

達成した主な要因としては、有害鳥獣の捕獲対策や、6次産業化のための施設整備の推進、相談会等の就農希望者の発掘に効果等があったものです。未達成の項目については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うイベントの中止や話し合いの場の減少、宅地化等が進行したことが主な要因です。

第3節 農業者の意向

市内の認定農業者を対象とするアンケート結果の抜粋は、以下のとおりです。

※令和4年9月6日～令和4年9月22日実施

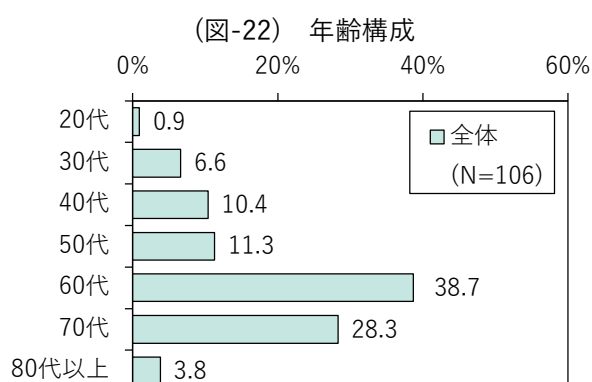
認定農業者、認定新規就農者 228 名に配布し、106 件を回収（回収率：46.1%）

アンケートの結果からは、農業の主たる担い手の高齢化が進む中、労働力不足の問題が表面化しており、その中でもスマート農業の導入などにより生産性を向上させ、農業の収益性を改善したいとの農業者の意向を読み取ることができます。

1 基本属性について

（1）年齢

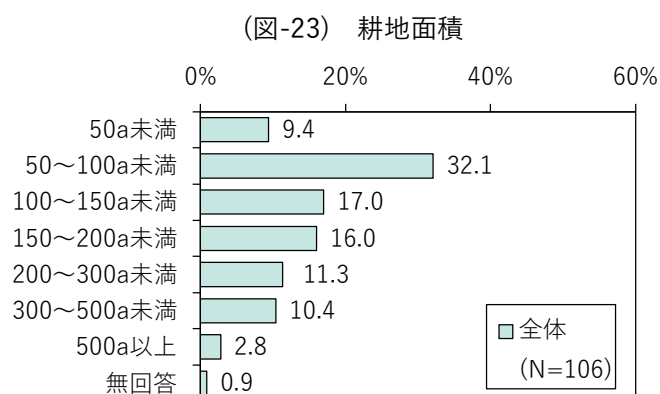
年齢について、「60代」が38.7%と最も高く、次いで「70代」が28.3%となっています（図-22）。



2 農業経営の現状について

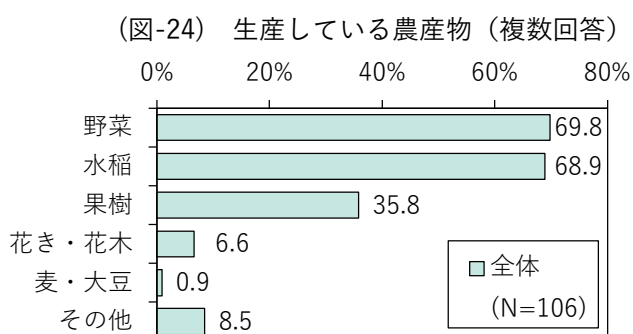
（1）耕地面積

耕地面積について、「50～100a 未満」が32.1%と最も高く、次いで「100～150a 未満」が17.0%、「150～200a 未満」が16.0%となっています（図-23）。



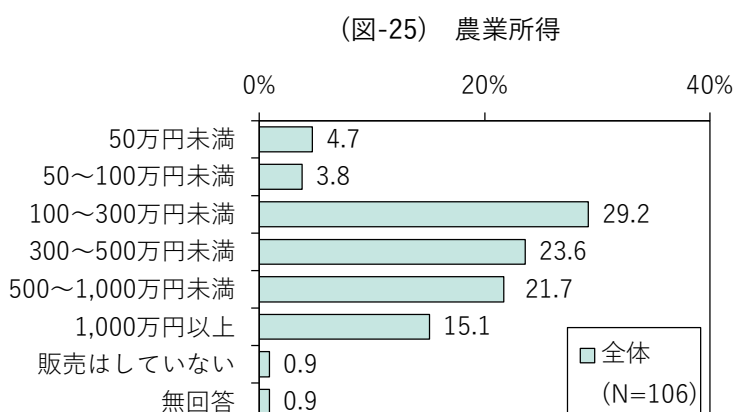
(2) 生産している農産物

生産している農産物について、「野菜」が 69.8%と最も高く、次いで「水稻」が 68.9%となっています（図-24）。



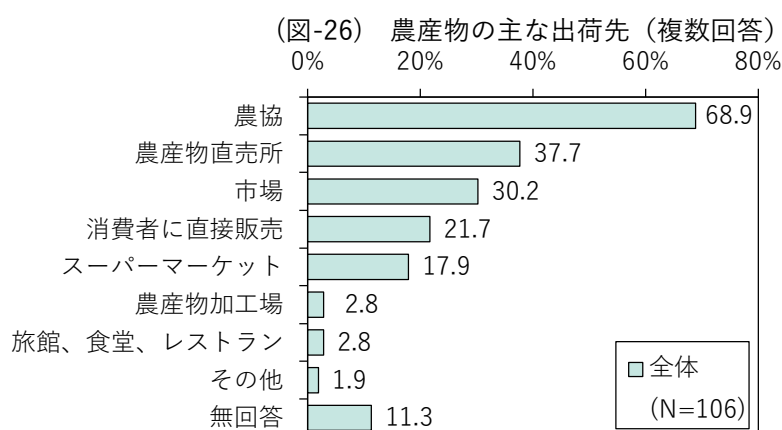
(3) 農業所得

農業所得について、「100～300 万円未満」が 29.2%と最も高く、次いで「300～500 万円未満」が 23.6%、「500～1,000 万円未満」が 21.7%となっています（図-25）。



(4) 農産物の主な出荷先

農産物の主な出荷先について、「農協」が 68.9%と最も高く、次いで「農産物直売所」が 37.7%、「市場」が 30.2%となっています（図-26）。

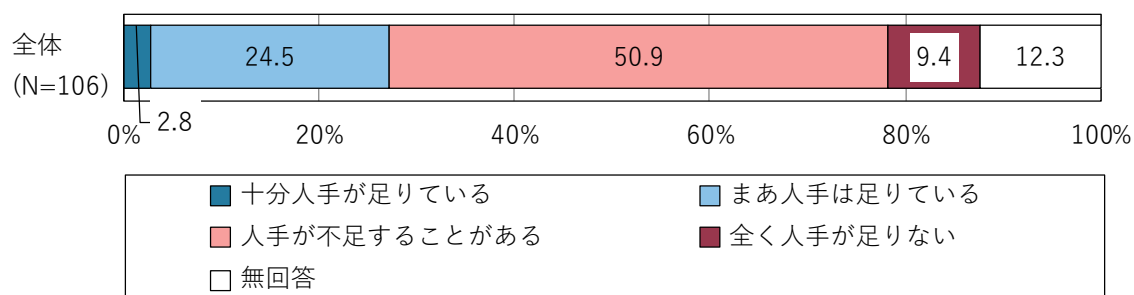


3 農業の担い手について

(1) 現在の労働力の状況

現在の労働力について、「人手が不足することがある（50.9%）」が5割強と最も高く、「全く人手が足りない（9.4%）」とあわせた、人手が不足／不足することがある農業者は、約6割となっています（図-27）。

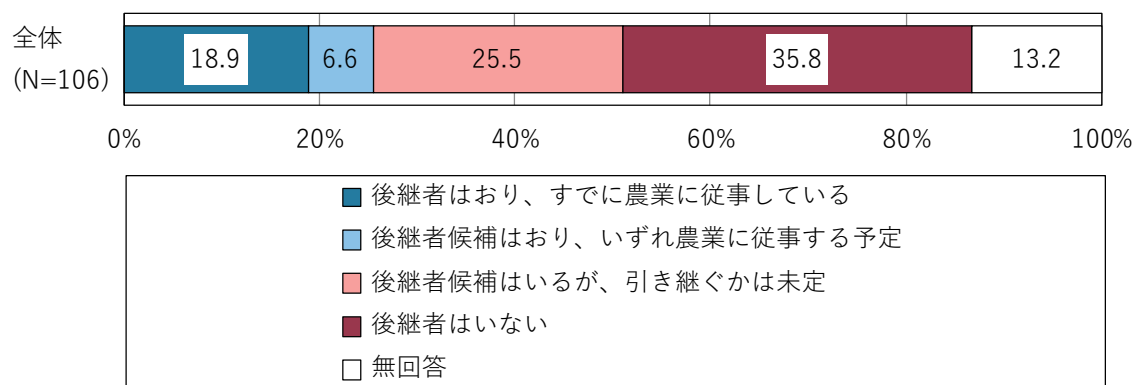
（図-27） 現在の労働力の状況



(2) 農業後継者の有無

農業後継者について、「後継者はいない」が35.8%と最も高く、次いで「後継者候補はいるが、引き継ぐかは未定」が25.5%、「後継者はおり、すでに農業に従事している」が18.9%となっています（図-28）。

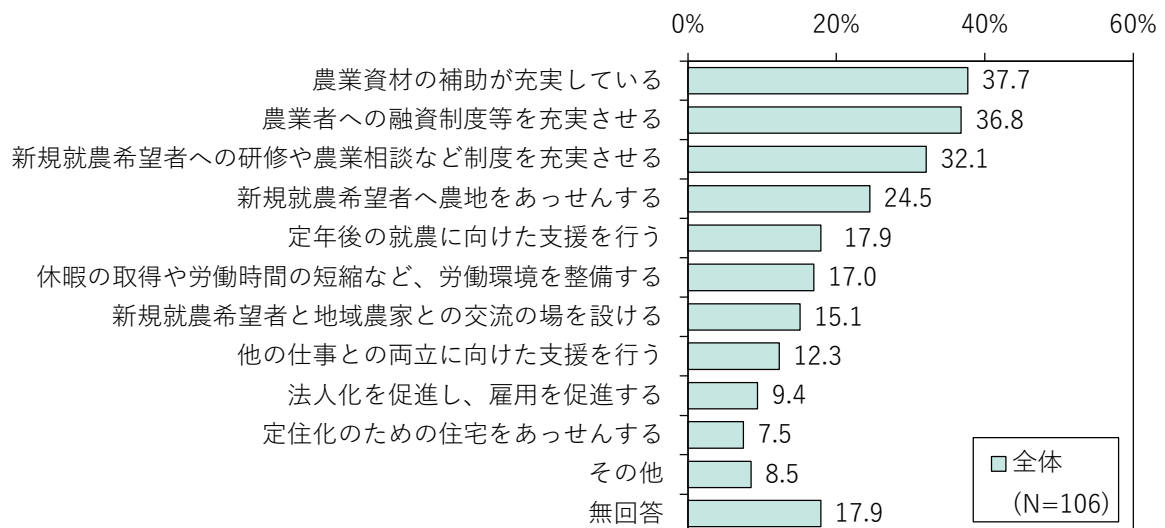
（図-28） 農業後継者の有無



（３）農業の担い手確保のために必要なこと

農業の担い手確保のために必要なことについて、「農業資材の補助が充実（37.7%）」や「農業者への融資制度等を充実（36.8%）」、「新規就農希望者への研修や農業相談など制度を充実（32.1%）」の割合が、3割を超えて高くなっています（図-29）。

（図-29） 農業の担い手確保のために必要なこと（複数回答）

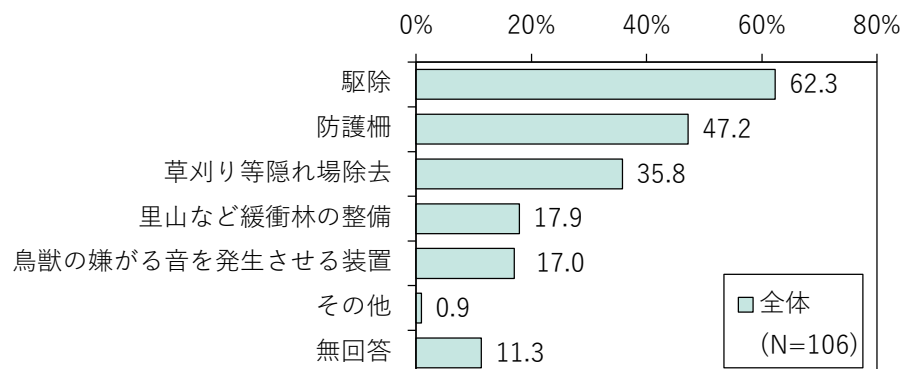


4 有害鳥獣対策について

（１）有害鳥獣対策として今後必要なもの

有害鳥獣対策として今後必要なものについて、「駆除」が 62.3%と最も高く、次いで「防護柵」が 47.2%、「草刈り等隠れ場除去」が 35.8%となっています（図-30）。

（図-30） 農業の担い手確保のために必要なこと（複数回答）

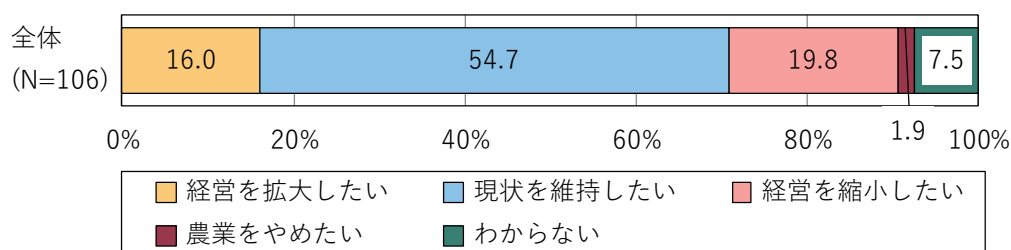


5 農業経営について

(1) 今後の農業経営の意向

今後の農業経営（5年～10年先）について、「現状を維持したい（54.7%）」が5割強で最も高く、次いで「経営を縮小したい（19.8%）」が2割、「経営を拡大したい（16.0%）」が2割弱となっています（図-31）。

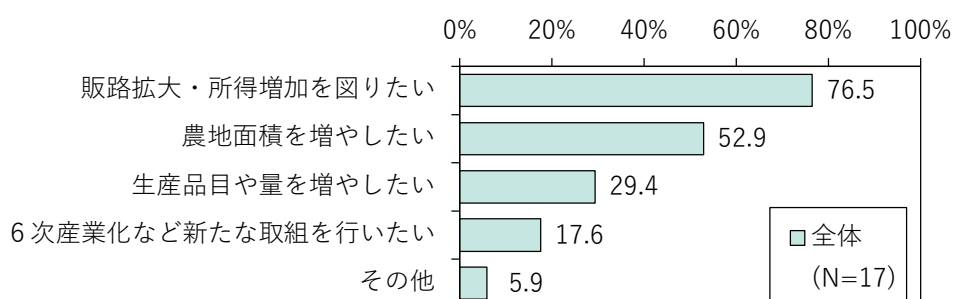
（図-31） 今後の農業経営の意向



(2) 経営を拡大したい内容

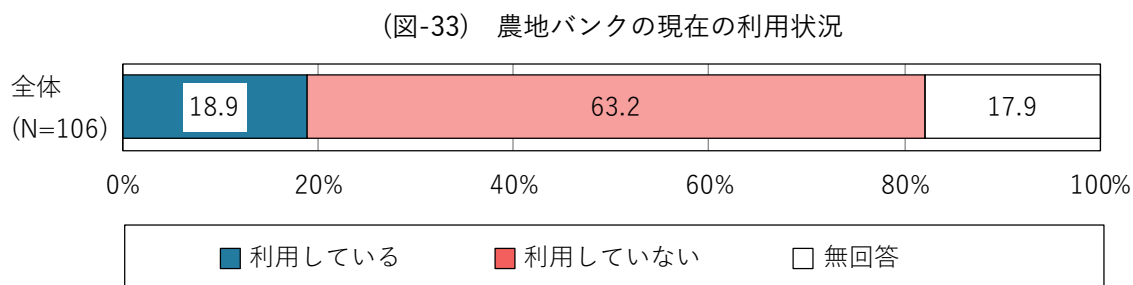
経営を拡大したい内容について、「販路拡大・所得増加を図りたい」が76.5%と最も高く、次いで「農地面積を増やしたい」が52.9%、「生産品目や量を増やしたい」が29.4%となっています（図-32）。

（図-32） 経営を拡大したい内容



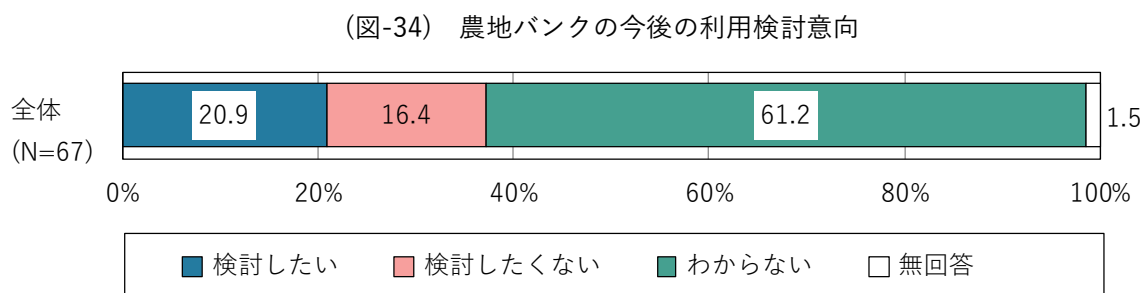
(3) 農地バンク※18の現在の利用状況

農地バンクの現在の利用について、「利用している」が18.9%、「利用していない」が63.2%となっています（図-33）。



(4) 農地バンクの今後の利用検討意向

農地バンクの今後の利用について、「検討している」が20.9%、「検討したくない」が16.4%、「わからない」が61.2%となっています（図-34）。

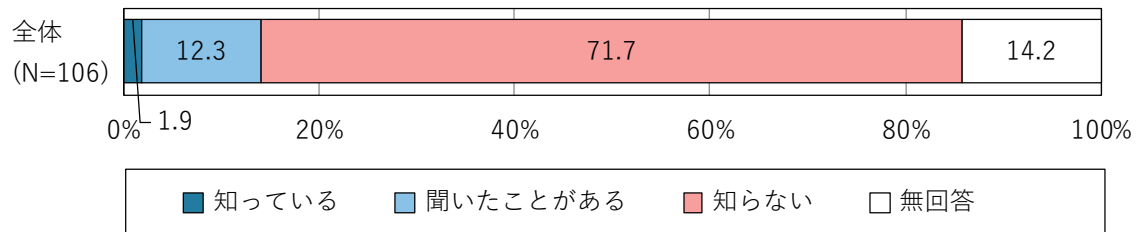


※18 農地バンク：農地を貸したい人から農地を借り受け、必要に応じて条件整備などを行い、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸する事業を行う、都道府県知事が指定する公的な機関（別称：農地中間管理機構）。

(5) みどりの食料システムの認知状況

みどりの食料システムについて、「知っている」が1.9%、聞いたことがある」が12.3%、「知らない」が71.7%となっています（図-35）。

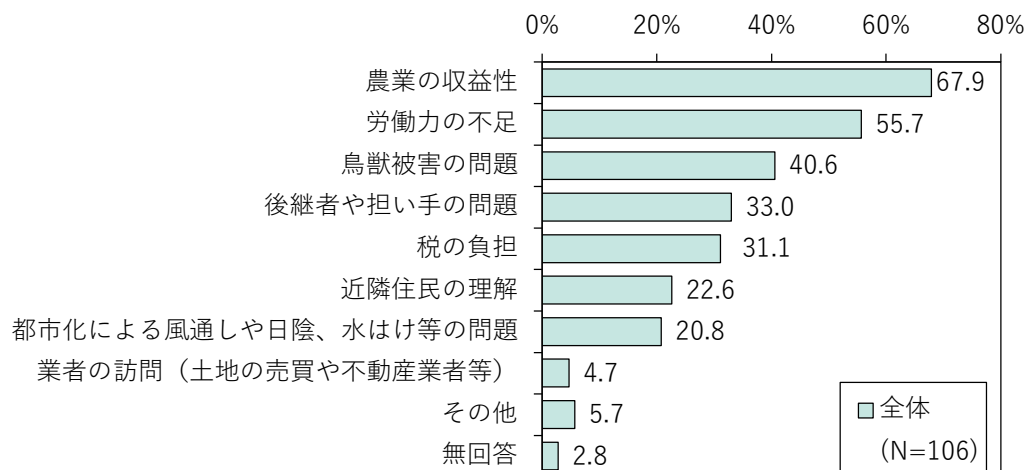
(図-35) みどりの食料システムの認知状況



(6) 農業経営を継続していくうえで困っていることや不安に感じていること

「農業の収益性(67.9%)」が7割弱で最も高く、次いで「労働力の不足(55.7%)」、「鳥獣被害の問題(40.6%)」となっています（図-36）。

(図-36) 農業経営を継続していくうえで、困っていることや不安に感じていること（複数回答）

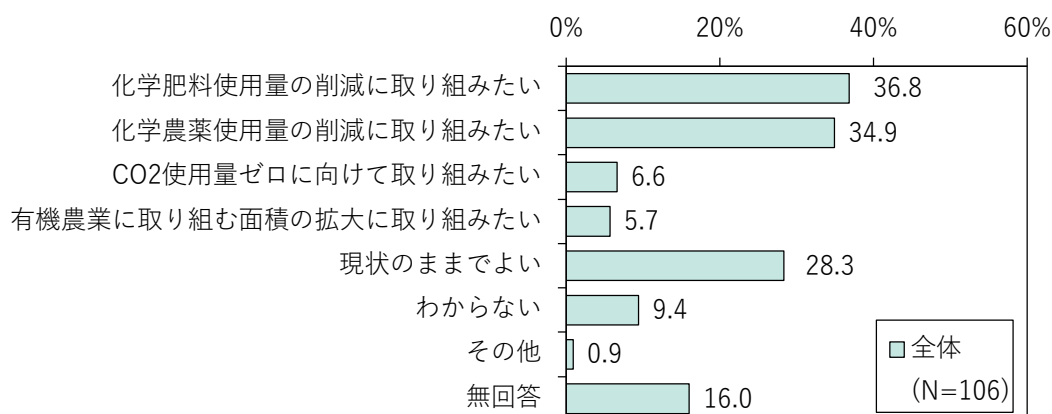


6 有機農業やスマート農業※19 について

(1) 有機農業で今後取り組みたいこと

有機農業※20 で今後取り組みたいことについて、「化学肥料使用量の削減 (36.8%)」、「化学農薬使用量の削減 (34.9%)」が3割を超えて高くなっています (図-37)。

(図-37) 有機農業で今後取り組みたいこと (複数回答)

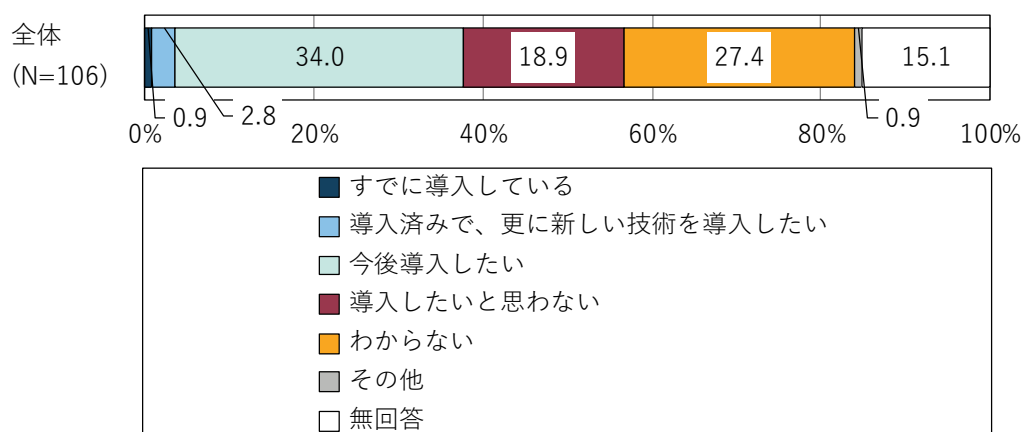


(2) スマート農業の導入意向

スマート農業の導入について、「今後導入したい」が34.0%と最も高く、次いで「わからない」が27.4%、「導入したいと思わない」が18.9%となっています。

「すでに導入している (0.9%)」と「導入済みで、更に新しい技術を導入したい (2.9%)」をあわせた『スマート農業導入済み』割合は3.7%となっています (図-38)。

(図-38) スマート農業の導入意向



※19 スマート農業：農業の効率化や労働力確保のほか、収益向上や付加価値向上のために、栽培環境の自動制御や自律的な環境対応等の先進技術を駆使し、従来型の農業の限界を超えた新しい農業。

※20 有機農業：化学肥料及び化学合成農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

7 大村市の今後の農業政策に求めるもの・意見（抜粋）

【基本施策 1-1：生産性の向上】

- ・農作業を委託しているシルバー人材センターで働く雇人に対して支援してほしい。
- ・市単独補助事業を拡充し、農業生産性を向上させる。

【基本施策 1-2：農産物のブランド化と販路拡大】

- ・農産物の特産化、ブランド化による収益拡大。

【基本施策 2-1：新規就農者の確保】

- ・IターンよりUターン就農者の支援をしてほしい。
- ・借地で安定して営農継続できるように支援してほしい。
- ・研修や面談の充実を図り、将来につながる農業者を増やしてほしい。
- ・新規就農者に対して就農後の技術指導などのフォローアップを継続してほしい。
- ・新規就農者の育成をお願いしたい。

【基本施策 2-2：認定農業者の育成】

- ・市単独事業で認定農業者の支援があり、ありがたい。行政の支援があれば、規模拡大と所得向上を目指す認定農業者が増えると思う。

【基本施策 2-3：集落営農の推進】

- ・担い手対策として、法人化、集落営農を図ってもらいたい。

【基本施策 3-1：農地生産基盤の保全と強化】

- ・平坦地の農地を守ってほしい。
- ・農振地域以外の農地も支援してほしい。
- ・農地と宅地の区域を線引きし、農地の区域には家が建てにくいようにしてほしい。
- ・栽培されない農地が年々増えているので対策が必要。
- ・農業者が減少しているが、ため池、水路、農道などの生産基盤の維持を図ってもらいたい。

【基本施策 3-3：有害鳥獣対策の推進】

- ・放置田が増え害獣の住処になっているので対策をしてほしい。
- ・カラスなど鳥類の被害対策を強化してほしい。

【その他の意見】

- ・技術指導だけでなく、農業経営指導者や相談員を確保してほしい。
- ・生産物の価格安定に対する支援
- ・有機農業の推進
- ・農地を借りて営農している人に対して支援してほしい。
- ・認定農業者や新規就農者だけでなく、高齢者でも経営規模があり意欲がある農家を市単独で支援してほしい。

第4節 市内食品関連業者の意向

市内の食品関連業者を対象とするアンケート結果の抜粋は以下のとおりです。

※令和4年9月30日～令和4年10月18日実施

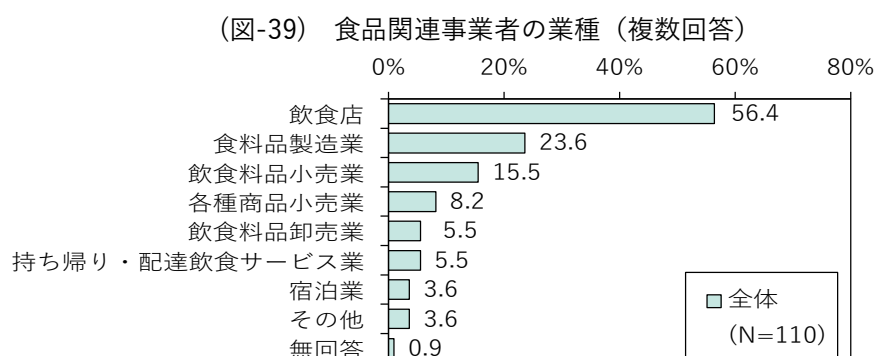
食品関連業者294社に配布し、110件を回収（回収率：37.4%）

アンケートの結果からは、大村産農産物の食材使用について食品関連事業者の仕入れルートが固定化していること、食材によっては供給量が不足していることなどにより、地元農産物の使用が難しいと思われる一方で、有機農産物^{※21}など品質や安全性が確認できれば使用したいとの事業者の意向も読み取ることができます。

1 基本属性について

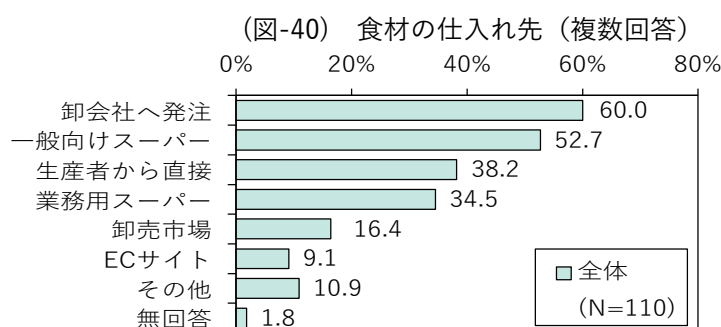
（1）業種

業種について、「飲食店」が56.4%と最も高く、次いで「食料品製造業」が23.6%、「飲食料品小売業」が15.5%となっています（図-39）。



（2）食材の仕入れ先

食材の仕入れ先について、「卸会社へ発注」が60.0%と最も高く、次いで「一般向けスーパー」が52.7%となっています（図-40）。



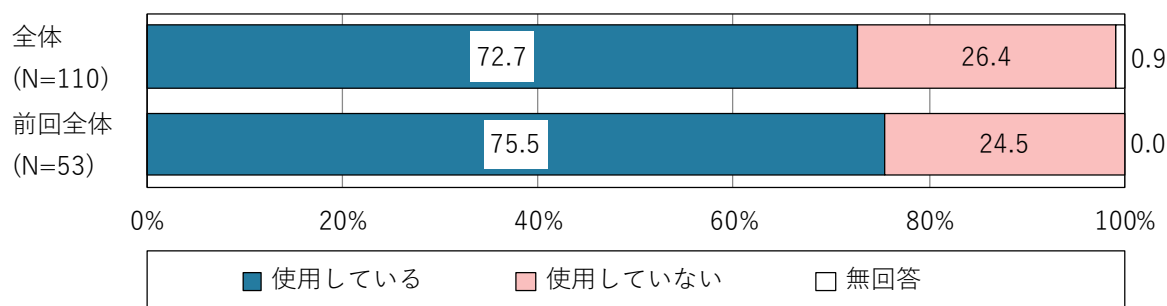
※21 有機農産物：種まき又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないなど、「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物。

2 大村産農産物の使用状況について

(1) 大村産農産物の使用有無

「使用している」72.7%、「使用していない」26.4%となっています。また、前回調査（平成29年10月実施）と比較すると、「使用している」が2.8ポイント減少しています（図-41）。

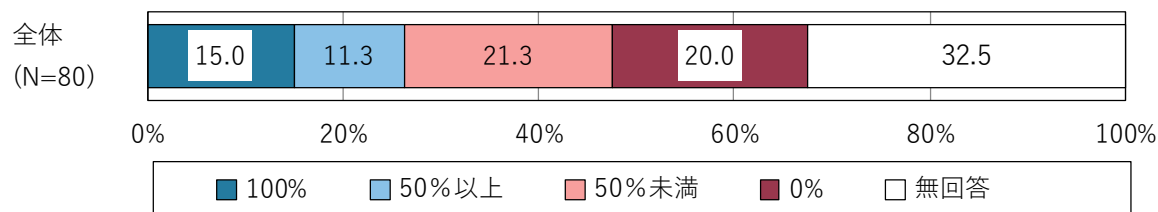
（図-41） 大村産農産物の使用有無



(2) 大村産農産物（米）の利用率

大村産農産物（米）の利用率について、「50%未満」が21.3%と最も高く、次いで「0%」が20.0%となっています（図-42）。

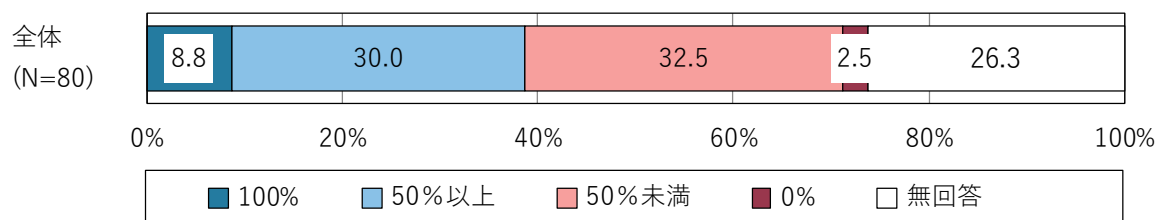
（図-42） 大村産農産物（米）の利用率



(3) 大村産農産物（野菜）の利用率

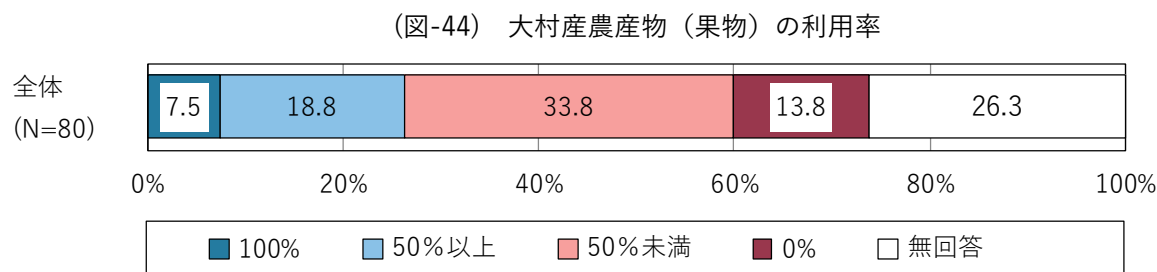
大村産農産物（野菜）の利用率について、「50%未満」が32.5%と最も高く、次いで「50%以上」が30.0%となっています（図-43）。

（図-43） 大村産農産物（野菜）の利用率



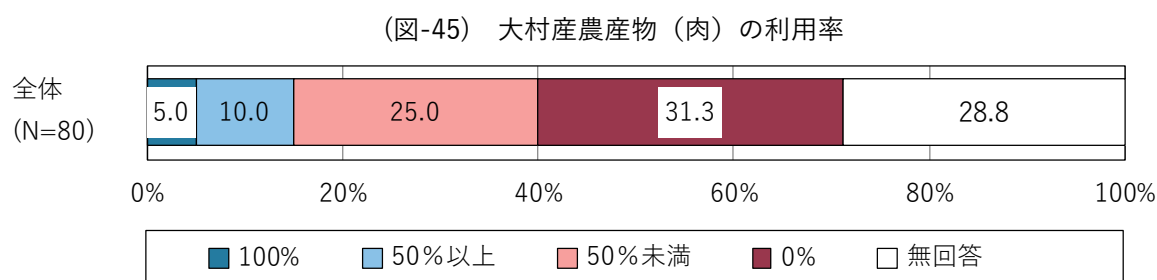
(4) 大村産農産物（果物）の利用率

大村産農産物（果物）の利用率について、「50%未満」が33.8%と最も高く、次いで「50%以上」が18.8%となっています（図-44）。



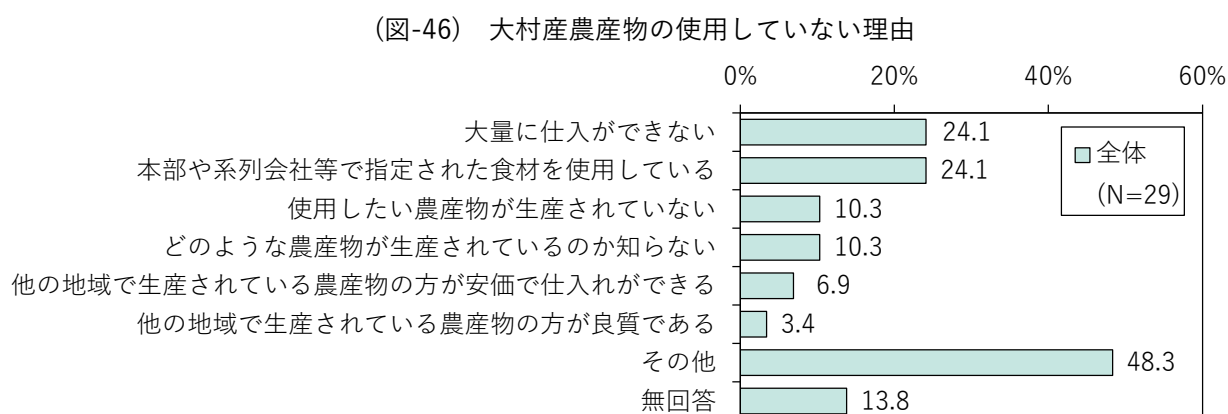
(5) 大村産農産物（肉）の利用率

大村産農産物（肉）の利用率について、「0%」が31.3%と最も高く、次いで「50%未満」が25.0%となっています（図-45）。



(6) 大村産農産物を使用していない理由

「大量に仕入ができない (24.1%)」、「本部や系列会社等で指定された食材を使用している (24.1%)」が、それぞれ2割強で高くなっています（図-46）。



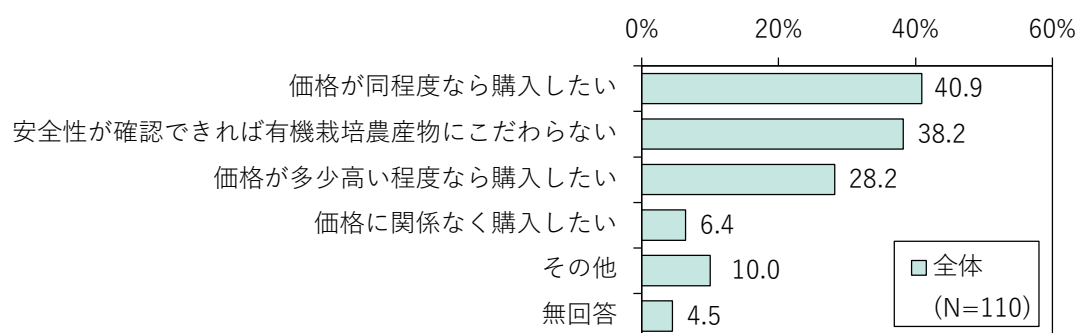
※「その他」の内容…「長崎産としかわからない」、「仕入れ方法がわからない」、「規格証明が必須の為」等。

3 有機農産物、大村市の農業政策について

(1) 有機農産物の購入意向

有機農産物の価格について、「価格が同程度なら購入したい」が40.9%と最も高く、次いで「安全性が確認できれば有機栽培農産物にこだわらない」が38.2%、「価格が多少高い程度なら購入したい」が28.2%となっています（図-47）。

（図-47） 有機農産物の購入意向



※「その他」の内容…「品質が良ければ価格よりも付加価値があると思う」、「品質の問題」、「なるべく安価で仕入れたいので、有機野菜など気にせず購入」、「味が良いものがよい」、「ニーズがあれば」等。

4 大村市の今後の農業政策に求めるもの・意見（抜粋）

【基本施策 1-1：生産性の向上】

- ・生産者、青果市場、仲買人が、今後共に共存できる仕組み、販売価格等を考えてほしい。

【基本施策 1-2：農産物のブランド化と販路拡大】

- ・生産者の意識の高揚と JA との協調などを図り、特産品を栽培するための改善が必要。
- ・地元の農産物を、じげもんの店だけでなく、大型スーパーにも広げてほしい。
- ・大村産の農産物をより広めるために、参加できるすべての飲食店に安価で提供できる体制を作ってほしい。
- ・大村の野菜を使った漬物などの加工品を増やすための販売ルート作り（施設作り）もぜひ政策の中に入れてほしい。
- ・空港、鉄道（駅）、メディアなど、大村市特産農産物の露出を増やす活動をしてほしい。
- ・大村は他の地域にない野菜への取組みも多いので継続してほしい（西洋野菜などの取組み）。

【基本施策 3-1：農地生産基盤の保全と強化】

- ・宅地を増やすのをやめ、農地を存続させてほしい。

【その他の意見】

- ・輸入食品に頼らない農業政策を進めてほしい。
- ・夏季に使用する苺を生産してほしい。
- ・無農薬の野菜等を、少しでも農家の方に負担がかからなく作ってもらえるよう、市からの補助等をおねがいしたい。
- ・スーパーでも全く無農薬の栽培野菜を販売してほしい。
- ・何よりも環境問題を優先第一に考えてほしい。

第5節 農業の課題

1 農業の生産性の向上と販路拡大

◎生産性の向上

農業従事者の減少及び高齢化が進む中では、AI^{※22}やIoT^{※23}、ICT^{※24}などの活用により、省力化・精密化や高品質生産を実現するスマート農業を導入し、生産性の向上及び多収量化を図る必要がある。アンケートの結果からは、収益性の改善以外に、スマート農業について、60歳以下の農業者の約6割が導入済みもしくは導入したいとの意向があることから、今後、具体的事例の周知や支援策の検討が必要である。

また、今後、化学肥料や化学農薬の使用量削減に取り組みたいとの農業者の意向をふまえ、有機栽培など環境負荷低減のための取組を推進することが必要である。

◎農産物のブランド化^{※25}と販路拡大

国の調査では有機栽培品と国産標準品では販売価格に5割以上の価格差があるとされている。市内食品関連業者を対象としたアンケートの結果からは、有機農産物でなくとも安全安心な農産物は受け入れたいとの意向も確認される。

農業所得を向上させるためには、安全安心な農産物について高品質化やブランド化に取り組むことにより農産物の付加価値を向上させ、他産地との差別化を図りつつ、主要品目を中心に販路の拡大を図る必要がある。

販路の拡大に向けては、従来の販路の拡大を図るとともに、ECサイト^{※26}の活用など、新規販路開拓に向けた取組が必要である。

※22 AI：Artificial Intelligence：一般的に人工知能と呼ばれ、人間のような知能を機能として持つコンピュータのこと。

※23 IoT：Internet of Things：身の周りのあらゆるものがインターネットにつながること。

※24 ICT：Information and Communication Technology：情報通信技術。コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

※25 ブランド化：ブランドとして認知されること。その銘柄が独自の価値をもつこと。

※26 ECサイト：インターネット上で商品を売買できるウェブサイトのこと。

◎ 6 次産業化^{※27} の推進

農業所得向上のため、農業者が農産物の生産だけにとどまらず 6 次産業化等に取り組み、生産物の価値をさらに高めることが課題となっている。そのため、今後は、この取組を発展させ、農山漁村発イノベーション^{※28} の取組などにより、農業所得の向上と雇用機会の確保を図る必要がある。

そのほか、農商工連携の一環として、労働力の確保にもつながる農福連携^{※29} の取組も継続させる必要がある。

◎ 農業体験等による農産物の PR

アンケートの結果からは、大村産農産物の PR 強化が必要との指摘があった。このことから、大村産農作物の付加価値を高め、他地区産品との差別化を図り、直売などにより従来の販路を拡大し、市内外での認知度を高めていくことが必要である。

そのため、今後は直売所や様々な媒体を活用した大村産農産物の P R 事業拡大とともに、新型コロナウイルス感染症に対応しながら、農業イベントや農業体験、農業ツーリズム等を活用し、農業者と消費者が交流できる機会を創出することで、大村市とその農産品への理解と関心を高め、市内外の住民に対して大村産農産物の購入促進を図る必要がある。

※27 6 次産業化：農林水産物の生産だけでなく、食品加工（第 2 次産業）、流通、販売（第 3 次産業）にも農林水産業者が主体的かつ総合的に関わること。

※28 農山漁村発イノベーション：地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、地元企業などの多様な主体の参画によって新事業や付加価値を創出する取組。

※29 農福連携：農業と福祉を連携させ、農業・農村における課題や福祉における課題解決を図る取組。

2 農業の担い手の育成と確保

◎新規就農者の確保

農業者人口は年々減少・高齢化しており、農家の減少数が新規就農者数を上回るため、今後も就農者の発掘及び支援が必要である。また、就農支援は研修期間で終わることなく、就農後のフォローアップや機械等の農業資材の補助など、農業経営を持続できるよう継続的な支援が必要である。

◎認定農業者の育成

アンケートの結果では、多くの農業者が労働力不足を課題として挙げており、農作業受託組織^{※30}の需要が高まってきている。

また、農業経営を継続していくうえでは、農業の収益性が大きな課題となっており、認定農業者をはじめとする意欲ある農業者に対し、補助、事業者優遇措置の活用等による積極的な支援を行い、相談への対応や異業種との交流などスキルアップに向けたソフト面での支援も行いながら、経営感覚に優れた人材を育成する必要がある。

◎集落営農の推進

高齢化による生産力の低下や後継者不足を防ぐため、「実質化された人・農地プラン^{※31}」に沿って集落における中心的経営体に農地の利用集積を行っていくこととしているが、法人や集落営農、農作業受託組織による組織的な農業を推進するためには、組織におけるリーダーの育成を図る必要がある。

※30 農作業受託組織：農作業の全部または一部を受託し、受託料の収受を行う組織。

※31 実質化された人・農地プラン：集落において農家アンケートを実施し、農業者が地図により現況把握を行った上で、地域農業の将来の在り方を話し合い、中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成し、市町村が公表するもの。令和元年度から令和3年度にかけて実質化の取組が行われ、本市においても市内42集落分について市ホームページにおいて公表済み。

3 農地の保全と有効活用

◎農業生産基盤の保全と強化

農用地においては、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの制度を活用し、集落における農地及び水路などの生産基盤の保全を支援していく必要がある。

農作業の効率化等を図るためには、傾斜地等の耕作条件の良くない農地にあっては、品目にあった基盤整備を推進する必要がある。

一方で、本市の経営耕地面積は年々減少しており、施設園芸や露地野菜等が盛んな平坦地の農地において人口増加に伴う宅地化が進行している。このため平坦地の農地についても、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積などにより、可能な限り優良な農地の保全を図る必要がある。

◎農地の利用集積

認定農業者等の意欲ある農業者の規模拡大のため、高齢化等に伴う離農や規模縮小した農業者等の農地については、人・農地プランの実質化集落を中心に農地の利用集積を進めることが必要である。

耕作放棄地面積は、年度によって変動があり解消には至っていない。上記農地の利用集積などを通じ、耕作放棄地の発生防止及び解消を図る必要がある。

◎有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣による農作物被害額は減少傾向にあるが、アンケートの結果からも有害鳥獣駆除と防護柵の設置の必要性が高いため、捕獲対策をはじめとして、市と地元住民、関係機関とが連携した防止対策の実施を今後も継続し推進する必要がある。